広報とりで
TORIDE

茨城県知事選挙
臨時号
令和3（2021）年8月1日発行

9月5日（日）は茨城県知事選挙

茨城県知事選挙は、8月19日（木）に告示され、9月5日（日）に投票が行われます。投票は7時から18時まで、市内54カ所の投票所で行います。また、期日前投票は8月20日（金）から始まります。私たち県民の意見を県政に反映させる大切な選挙です。棄権せず、必ず投票しましょう。

問 市選挙管理委員会（総務課内）☎内線1125

茨城県知事選挙　市特集ページ

当日の案内など、詳しくは市の特集ページも併せてご覧ください。

とりでのみなさん「選挙に行こう！」啓発動画公開中

選挙に関する五つのテーマを、高校生の視点で描いた、聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校との共同制作動画です。

投票できる方

国籍	日本国民である方
年齢	平成15年9月6日までに生まれた方（投票日時点で満18歳以上）
住所	令和3年5月18日までに取手市に転入の届出をした方で、令和3年8月18日現在引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方
その他	令和3年9月5日現在、公職選挙法の規定による選挙権の停止を受けていない方

住所を変更した方は

①市内で住所を変更

令和3年7月30日以降に転居の届出をした方は、前の住所地の投票所で投票してください。

②県内の他市町村から取手市へ

令和3年5月19日以降に県内の他市町村から転入した方で、転入前の市町村の選挙人名簿に登録されている方は、転入前の市町村で投票することができます。事前に転入前の市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

③取手市から県内の他市町村へ

令和3年5月5日以降に市から県内の他市町村に転出した方で、市の選挙人名簿に登録されている方は、市で投票することができます。

※②･③の方は投票時に証明書を持参するか、投票所での確認が必要です。

▶**証明書を持参**　「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を戸籍担当課（取手市は市民課、藤代総合窓口課、取手支所）で無料で発行します。現・旧どちらの住所地でも発行できます。

▶**投票所で確認**　受付で申し出てください。
（確認のため、投票所で少しお待ちいただきます）

8月12日以降　入場整理券を発送

投票所入場整理券は、8月12日（木）以降に皆さんの住所地へ発送します。入場整理券には、1通に同一世帯6人まで記載され、宛先には世帯主の氏名が表示されています。投票の際は各自切り離してお持ちください。

入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。投票所受付で申し出てください。

※入場整理券の再発行はしません。入場整理券が届かない、紛失したなどの理由で投票所が分からなくなってしまった場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票所入場整理券の様式を変更

今回の選挙から入場整理券は図のように新しい様式へ変更になりました。入場整理券下部の表示に従ってはがすと、世帯員の氏名や投票所が記載されているので、ご自身の分を切り離して投票所にお持ちください。

▶3回はがします

濡れている場合は、十分に乾かしてから開いてください。

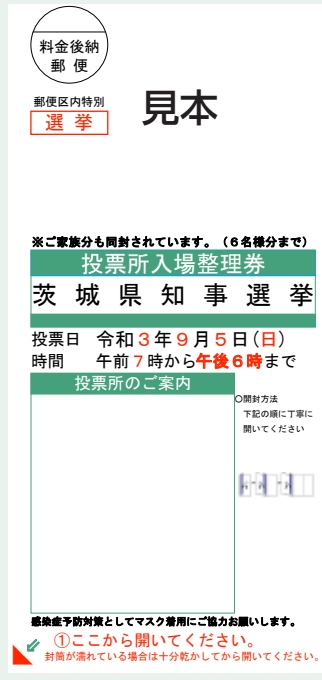

期日前投票の積極的な利用をお願いします　（詳細は裏面に記載）

ー裏面の内容ー　期日前投票、不在者投票、特例郵便等投票、投票所での新型コロナウイルス感染症対策

期日前投票は、8 月 20 日（金）～ 9 月 4 日（土）

投票日に仕事や冠婚葬祭などで投票できない場合は、期日前投票を利用できます。新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるためにも積極的にご利用ください。

時間　8:30 ～ 20:00
※取手駅前窓口隣は 10:00 ～ 20:00

投票所　以下のどの投票所でも投票できます
①市役所新庁舎３階
②藤代庁舎１階
③取手駅前窓口隣（リボンとりで３階）※右地図参照

◎取手駅前窓口隣で投票する方は、取手西口駐車場が利用できます。１時間無料駐車券をお渡しします。投票所の係員に申し出てください。

代理投票・点字投票ができます

身体障害などのために字が書けない方には、投票の秘密を守りつつ係員がお手伝いします。また、視覚障害者には「点字投票」ができるように、投票所に点字器を備えています。代理投票・点字投票を希望する場合には、投票所の係員に申し出てください。

◆期日前投票　混雑状況（平成 29 年 茨城県知事選挙）

投票所の密を避けるため、空いている日・時間帯での期日前投票をご検討ください。

■投票日ごとの人数（期日前投票所１カ所あたりの平均）

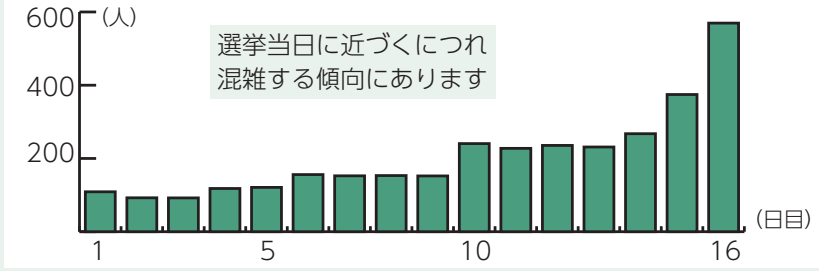

■時間ごとの人数（期日前投票所１カ所あたりの平均）

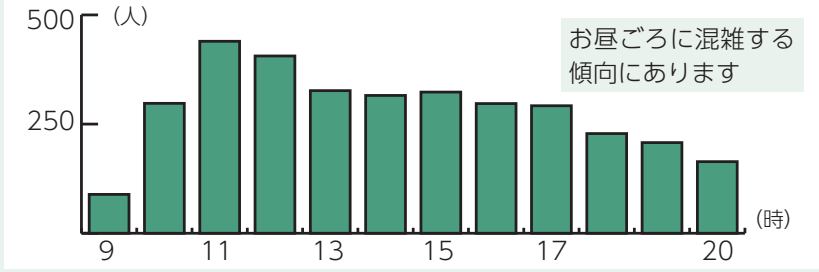

不在者投票

▶出張先・旅行先などの滞在地での不在者投票

滞在先の市区町村で不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会に「宣誓書・投票用紙等請求書」（市ホームページからも取得できます）を提出してください。提出後、投票用紙などを郵送で交付しますので、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参し、投票してください。

▶入院・入所中の病院・老人ホームなどでの不在者投票

県が不在者投票施設に指定した施設では不在者投票ができます。病院・老人ホームなどに直接お問い合わせください。

▶郵便による不在者投票

以下の表に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。郵便による不在者投票ができる方の中で、上肢または視覚の障害が１級と記載の方は、市選挙管理委員会へ届け出た方（選挙権のある方）に投票の記載をさせることができます（代理記載制度）。

※郵便投票をするためには、事前申請が必要です。申請期限は９月１日（水）までです。お早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

身体障害者手帳		介護保険の被保険者証
障害名	障害程度	
両下肢、体幹、移動機能の障害	１・２級	要介護状態区分 要介護５
心臓、腎蔵、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	１・３級	
免疫、肝臓の障害	１～３級	

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをされている方で、一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができます。

対象　「特定患者等」に該当する方で、「投票用紙等」の請求時において、外出自粛要請または隔離･停留の措置期間が、８月 20 日（金）から９月５日（日）までの期間にかかると見込まれる方

申請　特例郵便等投票請求書を郵送で提出してください
▶郵送先：〒 302-8585 寺田 5139 取手市選挙管理委員会宛て
※請求書は市ホームページで取得できます。

■郵送時の注意

①郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人など（患者ではない方）にご依頼ください。また、封筒をファスナー付きの透明ケースに入れるか、透明の袋などに入れテープなどで密閉してください。その際は、ケースや袋の表面を消毒してください。

②「特定患者等」に該当する方で、令和３年５月５日以降に取手市から県内他市町村へ転出した方は、請求書中の「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請」にチェックを入れてください。

◎特例郵便等投票をするためには、事前申請が必要です。申請期限は９月１日（水）までです。お早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

総務省「特例郵便等投票制度」のページも併せてご覧ください。

投票所での新型コロナウイルス感染症対策

有権者の皆さんが安心して投票できるよう、感染症対策に取り組んでいます。投票に行く際は予防対策など、ご理解ご協力をお願いします。

▶投票所の感染症対策

・投票管理者、立会人、投票所職員はマスクを着用します。
・定期的に鉛筆や記載台の消毒、投票所の換気を行います。
（鉛筆やシャープペンシルを持参することもできます）
・飛沫防止対策としてビニール障壁を設置します。

▶皆さんにお願いする感染症対策

・咳（せき）エチケット、マスクの着用、来場前後の手洗いにご協力ください。
・投票所出入口に設置する消毒液での、手指の消毒にご協力ください。
・周りの方との距離を保つようお願いします。
・当日投票所における混雑緩和のため、過去の県知事選挙における期日前投票所の日別・時間別混雑状況（ページ上部）を参考に、比較的空いている日程での期日前投票にご協力ください。

茨城県知事選挙臨時号
発行/取手市　編集/魅力とりで発信課　〒302-8585取手市寺田5139
TEL 0297-74-2141 内線1193　FAX 0297-73-5995
ホームページ：https://www.city.toride.ibaraki.jp/
e-mail：miryoku@city.toride.ibaraki.jp

広報とりでは、見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。